

三次市教育委員会議案第 26 号

三次市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令案を次のように提出する。

平成 23 年 8 月 9 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（案）

三次市教育委員会事務決裁規程（平成 16 年三次市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「スポーツ振興計画」を「スポーツ推進計画」に、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

この訓令は、スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成 23 年三次市条例第 号）の施行の日から施行する。